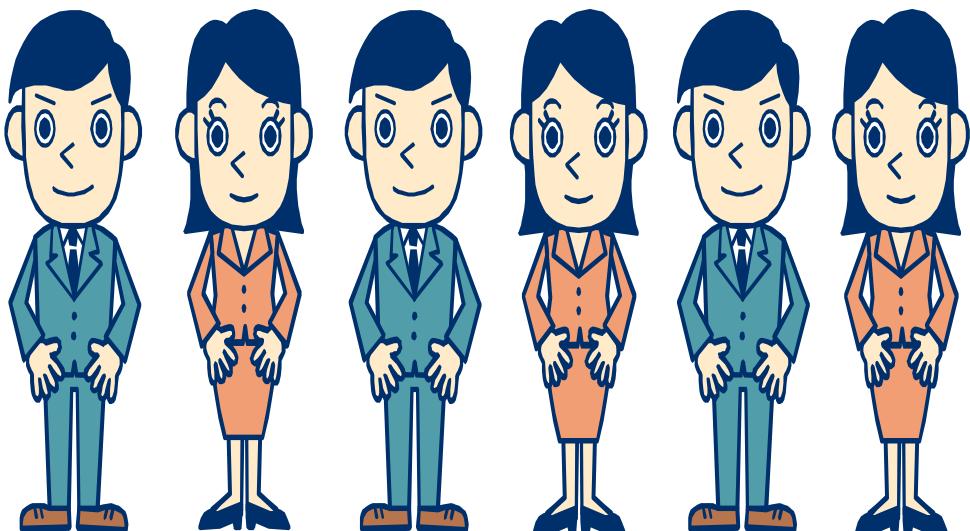


事業主の皆さんへ

雇用を増やした企業に対する 税制優遇制度が創設されました

従業員数の増加1人あたり **20万円** の税額控除を受けられます



- ◆ 「雇用促進計画」をハローワークに提出し、**1年間で5人以上（中小企業は2人以上）**、かつ、**10%以上**従業員数を増加させた事業主に対する**税制優遇制度**が創設されました。
- 従業員数の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。**

※ 税額控除を受けるためには、従業員数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります（裏面をご覧ください）。

平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始した事業主の方は10月31日までに本社・本店を管轄するハローワークに「雇用促進計画」を提出してください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省・福島労働局

1 税制優遇制度の概要

- ◆ 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下「適用年度」といいます。）（※1）において、雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）、雇用増加割合（※2）10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除（※3）が受けられます。

※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年

※2 雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◆ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加させていること
- ◆ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額（※1）以上であること
- ◆ 風俗営業等（※2）を営む事業主ではないこと

※1 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + 前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%

※2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業

3 事務手続

1. 事業年度開始後2カ月以内（※1）に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク（※2）へ提出してください。
→ハローワークが、従業員の新規採用を支援します。
2. 事業年度終了後2カ月以内（個人事業主については3月15日まで）に、ハローワーク（※2）で雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めてから返送まで約2週間（4～5月は1カ月程度）を要しますので、確定申告期限に間に合うようご留意ください。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

※1 なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、10月31日までに提出してください。

※2 事業主の主たる事業所（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法人の主たる事業所）の所在地を管轄するハローワークを指します。

雇用促進計画の作成・確認などについては、本社・本店を管轄する労働局又はハローワークまで、税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。